

武蔵野文化連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、武蔵野文化連盟と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を埼玉県新座市に置く。

2 この団体は、理事会の決議を得て、事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、美術、現代アート、芸能等を業とする者又は志す者（以下「会員」という）の相互の連絡、提携等の場となり、文化芸術芸能に関する調査研究、情報収集・発信、展覧会、上演会を開催し、この振興・発展に寄与することを目的とし、全国的に活動を広げる。

(事業)

第4条 この団体には、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 著作権・技法材料・教育等の調査研究に関する事業
- (2) 情報の収集及び発信に関する事業
- (3) 普及啓蒙に関する事業
- (4) 展覧会開催に関する事業
- (5) 上演会開催に関する事業
- (6) 著作権管理等に関する事業
- (7) 拠点の管理運営に関する事業
- (8) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(団体の構成員)

第5条 この団体には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 美術、芸能、音楽等を業とする者又は志す者
- (2) 賛助会員 この団体の事業に賛同し入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この団体に対し特に功績の有った者、有識者

(正会員等の資格の取得)

第6条 この団体の正会員になろうとする者は、理事会において承認を得なければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この団体の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める規則に基づき入会金および会費を負担する義務を負う。

- 2 賛助会員は、規則に定める賛助会費を支払わなければならない。
- 3 団体会員は、規則に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第7条の会費を負担する義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき又は、解散したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この団体は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議する必要がある事項

(開催)

第13条 総会は、定期総会として年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事長が招集する。

2 総会員の過半数の議決で、理事長に対し、総会の目的事項及び招集の理由を示し、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するために、理事長は、総会の1週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面等で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1票とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の10分の1以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録署名人を置く。

第5章 役員及び副理事長

(役員の設置)

第19条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上

(2) 監事 2名

(3) 相談役

(4) 顧問

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の2名を副理事長とする。

3 専門的知識を有する者を、この団体の相談役、顧問として参加させることができる。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事の選任は、団体の運営実績のある者、団体の所管する各分野の代表とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、部を編成できる。

2 理事長は、この団体を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、団体

の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、半年に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び会員に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は2年とする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、総会において定める額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この団体に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、以下の権限を持つ。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (5) 事務局の組織及び運営に関する必要な事項
- (4) 事業計画(案)及び収支予算(案)の承認
- (6) 事業報告及び決算(案)の承認
- (7) 定款の変更

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名しなければならない。

第7章 部門

(部門の設置)

第32条 この団体は、部門を設置する。

(部門の職務)

第33条 部門は、理事会の諮問事項を審議し、その結果を理事会に答申する。

(部門の招集)

第34条 部門は、部長が招集する。

(部門の議長)

第35条 部門の議長は、部長がこれに当たる。

(部門の決議)

第36条 部門の決議は、部門役員の3分の1以上が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

(議事録)

第37条 部門の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した部門役員2名は、前項の議事録に記名しなければならない。

第8章 部会

(部会の設置)

第38条 専門部会（以下、部会）は、20名以上の部員の構成をもって、置く。

2 部会長は、部門長が選任する。

(部会長の任期)

第39条 部会長の任期は、2年とする。

2 任期の満了前に退任した部会長の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(部会長の解任)

第40条 部会長は、いつでも、部会会員の過半数の決議によって解任することができる。

(部会長の報酬等)

第41条 部会長に対しては、理事会において決定した額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この団体の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この団体の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、理事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この団体は、総会の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この団体が清算する場合において有する残余財産は、公益団体又は国若しくは地方公共団体に贈与し、又は剰余金を正会員で分配する。

第11章 事務局

(設置等)

第48条 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く

3 事務局長及び事務局員は、理事長が理事会の承認を得て任免する

4 前項以外の人員、役称は、理事長が任免、決定する

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める